

(仮訳)

日本の福島における「除去」土壌の再生利用及び最終処分計画
は安全基準に合致していると IAEA が発表

国際原子力機関 (IAEA) が本日発表した報告書によると、2011 年の福島第一原子力発電所事故後の除染作業で発生した土壌や放射性廃棄物の再生利用・最終処分について、現在計画されている日本の取組は IAEA の安全基準に合致している。

IAEA が本日、伊藤信太郎環境大臣に提出した「報告書の」結論は、16 ヶ月にわたる安全評価の結果である。IAEA は、除去土壌及び放射性廃棄物の管理された再生利用及び最終処分に関する環境省のこれまでの取組を、IAEA 安全基準に照らして評価した。これらの安全基準は、人と環境を守るために、世界中で参照されている文書であり、世界的に統一された高いレベルの安全に寄与するものである。

IAEA のラファエル・マリアーノ・グロッシー事務局長は、「2011 年の福島第一原子力発電所事故の影響に対処する上で日本が直面している課題の大きさを認識し、その計画について IAEA の公平かつ技術的なレビューを「日本」国が要請したことを称賛する。」また、「除去土壌の再生利用及び最終処分は、事故の影響を受けた地域の復興にさらに貢献する」と述べた。

福島県内の除染活動の一環として、約 1,300 万立方メートルの土壌と約 30 万立方メートルの焼却灰が除去され、大熊町と双葉町にまたがる 16 平方キロメートルの中間貯蔵施設に保管されている。

東京ドーム 11 個分の除去土壌の管理については、政府に福島県内外で土壌を再利用することを認め、残りの土壌を 2045 年までに福島県外で最終処分することが日本の法律で謳われている。

日本は、除去土壌の約 75% (放射能レベルが低い土壌) を、安全性が証明されれば、道路、鉄道、防潮堤、廃棄物処理場、海岸保護、農地、土地造成などの土木構造物に使用することで再生利用することを計画している。再生利用できない土壌は最終処分されることとなっており、日本は 2025 年に場所の選定と処分に関するプロセスを確認する予定である。

「IAEA は、環境省が我々の助言に沿って解決策を模索し続け、除去土壌と廃

棄物の再生利用及び最終処分のために今後展開する戦略が、IAEA の安全基準に合致したものであり続けることを確信している」とグロッシェ事務局長は述べた。

2022 年 10 月に日本から安全評価の要請を受け、IAEA チーム (IAEA 職員 5 名とベルギー、ドイツ、日本、英国、米国の国際専門家 6 名で構成) は、2023 年 5 月、2023 年 10 月、2024 年 2 月の 3 回にわたり国際専門家会合を開催した。IAEA の評価には、安全面を含む技術的観点と、社会的観点からの日本への助言と支援が含まれた。

専門家チームは、除去土壌の再生利用を実施し、2045 年までに福島県外での最終処分を実現するためには、環境省は多くの技術的・社会的課題に直面していることを認識した。

グロッシェ事務局長は、「IAEA は、除染活動で発生した除去土壌や廃棄物の管理に関する環境省による積極的な取組は、福島県内外において、安全を確保し、公衆の健康を守り、環境の持続可能性を促進するというコミットメントを反映していると考えている。」「IAEA は、環境省の取組に対する今後のフォローアップ評価を通じて、除去土壌や廃棄物の再生利用及び最終処分について、日本と協力していくことを約束する」と述べた。

以上

<注意事項>

本資料は、IAEA の報道発表資料「Japan's Fukushima Soil Recycling and Disposal Plan Meets Safety Standards, IAEA Says」の翻訳である。この資料の正本は IAEA が配布した英語版である。

IAEA は、本翻訳の正確性、品質、信頼性又は仕上がりについていかなる保証も行わず、いかなる責任も負うものではない。また、本翻訳の利用により生じるいかなる損失又は損害に対して、これらが当該利用から直接的又は間接的・結果的に生じたものかを問わず、いかなる責任も負うものではない。

文法的な厳密さを追求することで難解な訳文等となるものは、分かりやすさを優先し、環境省にて本来の意味を損なうことのない範囲での意識等を行っている箇所もあり、補足した箇所は [] で表記している。